

國第
七
回
參議院内閣委員會會議錄第十號

昭和二十五年三月二十二日(水曜日)午後一時四十六分開会

委員の異動

三月十五日委員小林英三君辞任に付き、その補欠として大野木秀次郎君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

- 審議会等の整理に伴う厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 外務省設置法の一部を改正する法律

○案(内閣提出)
○理事の補欠五選

○新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○總理府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

卷之三

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

この際審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案、これを議題といたします。先ず以て大臣から提案の理由の御説明を願います。

○國務大臣（林謙治君）只今議題となりました審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を簡単に説明いたします。

政府は行政機構簡素化の一環といった
しまして、昨年十一月四日の閣議にお

きまして、各省庁の審議会等の整理方針を決定いたしまして、これに基いて同年十二月二日の閣議におきまして「審議会等の整理に関する件」として、各省庁の審議会等の存廃が決定されたのであります。

これに伴いまして厚生省におきましては、従来の四十一の審議会等は二十一件に整理されまして、その整理統合のため、厚生省設置法その他関係法律について所要の改正を行うことが必要となつたのであります。

以上が本法律案の提案理由であります。が、何卒御審議の上速かに可決されますようお願ひいたします。

○委員長(河井彌八君) 尚政府から本案の内容について逐條的に説明をお願いいたします。

○説明員(森本潔君) 只今提案理由の説明がございましたこの審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案につきまして御説明を申上げます。

以下逐條的に御説明を申上げたいと存じます。

第一條でございますが、これは説明の便宜上参考資料として配布してござります審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案参考資料がございますが、これに一覧表が書いてございまして、四頁に新旧対照表がございますが、それと照し合せて御説明申上げます。

ありましたが、これは一覽表にもございまして、それで最初の厚生統計協議会でございましたが、これは一覽表にもございまして、すように、従来は衛生統計協議会と申しておりました。そしてこの協議会の目的といたしましては、厚生大臣の諮問に応じて衛生統計に関する重要な事項を調査審議するということになつておきましたが、今後は衛生統計でなしに社会福祉、それから社会保障等厚生省に關係のあるますところの統計全般について調査審議するというふうに、内容を変えましたので、従いまして名称を厚生統計協議会ということにいたしましたわけであります。

それからその次の国立公園審議会でありますが、これはこの一覽表にございましたように、従来は国立公園中央審議会と、それから地方審議会と二つございました。それで地方審議会を廃止いたしまして中央だけを持つことにいたしました。従いまして名称も中央という文句を抜きまして、單に国立公園審議会といましたわけであります。この点につきましては今申上げますように地方の審議会はなくしたということになります。

それからその次の中央優生保護審議会、これは従来通りのものでございましたして変更はございません。

議会におきましては、栄養士試験に関する重要な事項を調査審議するというのを、いわゆる審議会でございましたが、今度はそれを内容としましては栄養士試験に関する事務を掌り、即ち栄養士試験の試験事務を行なうというふうに内容を変えまして、従いまして名称も栄養士試験審査会、審議会というものを審査会といふように改めたのであります。それからその次の医道審議会、これも従来通りでございまして変更ございません。その次の医師試験審議会であります
が、これは対照表で御覧願いますよう
に三つの審議会を統合いたしまして一本としたものでございます。即ち古いものといたしましては医師國家試験審
議会、それから医師國家試験委員、医
師国家試験予備試験委員、この三つござ
いますが、これを一本のものに整理
いたしまして医師試験審議会にしたの
でございます。従いましてこの審議会の
目的といたしましては、従来三つのもの
が持つておりました目的をそのまま
ま吸收いたしまして、即ちこの審議会で
いたしましては、医師國家試験に関する事
務を掌る、これは従来の医師國家試験委
員の事務になります。予備試験に關

する事務を掌る、これは従来の医師国家試験予備試験委員のやついていた仕事であります。即ちこの審議会及び試験委員の機能を一本にして医師試験審議会としたのであります。

その次の歯科医師試験審議会でござります。この内容につきましては、医師試験審議会と同様であります。この新旧対照表にございますように、歯科医師国家試験審議会それから歯科医師国家試験委員、それから歯科医師國家試験予備試験委員、この三つを併せまして新らしく歯科医師試験審議会といたしたわけであります。この内容は只今申しました医師試験審議会と全く同様でございます。その次は医師・歯科医師実地修練審議会、これは従来医師と歯科医師の双方につきましての実地修練審議会でございましたが、これを併せまして医師・歯科医師実地修練審議会といいたしたわけであります。

従来の二つの審議会の機能をそのまま承け継ぎまして、合せて一本にして医師・歯科医師実地修練審議会としたわけでござります。

それからその次は保健婦助産婦看護婦審議会であります。これはこの対照表にござりますように、従来二つの審議会がございまして、即ち保健婦助産婦看護婦試験審議会、保健婦助産婦看護婦看護婦試験審議会と二つございまして、新らしく保健婦助産婦看護婦審議会といったわけであります。従いまして新らしい審議会の機能としま

しては、これらの試験に関する重要な事項を審議するということ、それから保建婦、助産婦、甲種看護婦の国家試験の事務を掌ること、この二つが新らしい機能になつたわけあります。尙従來の二つの機能の外に、保健婦助産婦看護婦等の養成施設又は養成することころの学校の指定につきまして、この審議会に付議するという機能を新らしく附加えることになりました。

それからその次は医療審議会でござりますが、これはこの対照表にありますように、従来二つの審議会がありま

した。即ち医療機関整備中央審議会、それから診療報酬審議会とありました

が、これを合せまして医療審議会とい

たした次第であります。その内容とい

たしましては、一つには医療機関の整備に關する重要事項を審議すること、

もう一つには医療機関の診療報酬を審議すること。こういう二つの機能を持

つことにいたしたのであります。

それからその次のあん摩、はり、き

ゅう、柔道整復業者中央審議会、これ

は従来通りでございまして変更ござい

ません。

それからその次の死体解剖資格審査

会、これも従前とまでございます。

それから次の日本医療團清算監理協

議会、それから薬事審議会、それから

中央社会事業審議会、中央身体障害者

扶助審議会、中央児童福祉審議会、こ

れも従来通りのものでありまして変更

はございません。

それからこの新旧対照表の中に医療

制度調査会というのがござります。こ

れは廃止をいたしました。この対照表

の五頁にあります。以下の点は従来通

りのものであります。

以上申しましたように、従来厚生省

には四十一の審議会がございました

が、廢止するもの、又は統合するもの

等によりまして、新らしく二十一とい

う数字に改められたわけでございま

す。これがこの條文の第一條關係の内

の三つの保険につきまして運営の重

要な事項を審議するためにつれてお

りました三つの保険、即ち健康保険、

それから厚生年金保険、船員保険、こ

の三つの保険につきまして運営の重

要な事項を審議するためにつれてお

りましたと云ふが、中央の温泉審議

会といふものがございました。これを

合せまして一本の社会保険審議会とし

たのでござります。

それから次の中央社会保険医療

協議会でございますが、これは従来は

二つの協議会がございまして、一つは

中央社会保険診療協議会と申しまして

たのでございました。

それからもう一つの社会保険診療報

酬算定協議会といふのがございました

が、これは健康保険、船員保険、国民

健康保険の三つにつきまして、社会

保険の医療の単価を幾らにするかとい

うことについての協議をする機関でござ

ります。この二つの協議会を廃しま

して新らしくこれを一本にしまして中

央社会保険医療協議会としたのであり

ます。

それから次の第三條關係に移りました

ところでは、これは温泉法の一部を次のよう

に改正する」とあります。従来温泉

審議会といふのがございまして、これ

が中央と地方と二つございましたが、

中央の温泉審議会を落しました。関係

審議会といふのがございました。

それから次の十九條「都道府県知事

の諮詢に応じ、温泉及びこれに関する

行政に関し調査審議させるため、都道

府県に温泉審議会を置く。」とあるので

すが、第二項「温泉審議会の組織、所

掌事務及び委員その他の職員について

は、都道府県の條例で定める。」これは

従来の規定によりますと、ここに温泉

の地方審議会といふのがございまし

て、温泉審議会は中央を廃止しました

ので、地方だけになりましたので、都

道府県に置きますものについては單に

温泉審議会といふ名称にすることにい

たしたわけあります。そうしてこの

事項を調査審議させ、並びに医師國家

試験及び医師國家試験予備試験に關す

る事務を掌らせるために、厚生大臣の

監督に屬する医師試験審議会を置く。」

これは先程申上げましたように三つの

ものを改めまして、一本にしたわけで

ござります「第二十七條」厚生大臣の

諮詢に応じて、第十一條又は歯科医師

法第十一條の規定による実地修練に關する重要な事項を調査審議するため

に、厚生大臣の監督に屬する医師、歯

科医師を造ることを許可する、こうい

う処分をすることがござります。その

際に他の温泉にいろいろ影響を及ぼす

ことがありますので、知事が厚生大臣

の承認を受けることになつております。

そうして厚生大臣が承認しようと

します場合には、従来は温泉中央審議

会の意見を聞くことになつてお

りましたと云ふが、中央の温泉審議会

が廃止になりましたので、その意見を

聞くことができませんので、これに代

わるものとしまして「関係都道府県の利

益ノヲ除クノ外」を削り、同條第二項

及び第三項を削る。これは参考條文が

参考資料の十二頁に付いております。

この内容をいたしますところは、国立

公園の審議会に、中央とそれから地方

の二つの審議会がございまして、地方

の審議会を落しましたために條文の整

理を行なつたわけでござります。即ち

国立公園の地方審議会に關係あります

ところの條項を削除したという点でござります。

それから次の第三條關係に移りました

ところでは、これは温泉法の一部を次のよう

に改正する」とあります。従来温泉

審議会といふのがございまして、これ

が中央と地方と二つございましたが、

中央の温泉審議会を落しました。関係

審議会といふのがございました。

それから次の十九條「都道府県知事

の諮詢に応じ、温泉及びこれに関する

行政に関し調査審議させるため、都道

府県に温泉審議会を置く。」とあるので

すが、第二項「温泉審議会の組織、所

掌事務及び委員その他の職員について

は、都道府県の條例で定める。」これは

従来の規定によりますと、ここに温泉

の地方審議会といふのがございまし

て、温泉審議会は中央を廃止しました

ので、地方だけになりましたので、都

道府県に置きますものについては單に

温泉審議会といふ名称にすることにい

たしたわけあります。そうしてこの

事項を調査審議させ、並びに医師國家

試験及び医師國家試験予備試験に關す

る事務を掌らせるために、厚生大臣の

監督に屬する医師試験審議会を置く。」

これは先程申上げましたように三つの

ものを改めまして、一本にしたわけで

ござります「第二十七條」厚生大臣の

諮詢に応じて、第十一條又は歯科医師

法第十一條の規定による実地修練に關する重要な事項を調査審議するため

に、厚生大臣の監督に屬する医師、歯

科医師を造ることを許可する、こうい

う処分をすることがござります。その

際に他の温泉にいろいろ影響を及ぼす

ことがありますので、自治の關係もござりますので、條例で決めるということにいたしたわけでござります。その次の「第二十條第一項

審議会」を「温泉審議会」に改め、同條第一項とする。

科医師実地修練審議会を置く。これも先程申上げましたように、この医師、歯科医師の両方の実地修練審議会がございましたのを併せて一本にしたわ

けであります。第二十八條並びに第十九條、これは関係條文が不要になりましたので、削除いたしましたので、削除いたしたわけであり

ます。

以上甚だ簡単でございますが……

○委員長(河井彌八君) 何か御質疑が

ありますれば、この際願います。

○説明員(森本潔君) これはこの中で

一応個別的に申しますと、廃止になり

ましたものを、一覽表で申上げますと

○説明員(森本潔君) これは今後は、

指定しますところの大臣の責任におい

て指定するわけでございます。もう一

つ医療制度調査会がござりますが、こ

れはこの医療制度に關しましては、こ

の医療審議会でありますとか、或いは

社会保険のことは、中央社会保険医療

協議会とか、大体これに類した機能を

當むところの審議会がでけております

ので、支障ないというわけでございま

す。

○委員長(河井彌八君) そつちへ移す

わけですか。

○説明員(森本潔君) はあ、廃止いた

しますのは今申上げましたようなもの

であります。あとは統合でございま

すから、大体從來の機能は新らしい審

議会が承継してやつて行けるといふ予

定でござります。

○委員長(河井彌八君) もう一つ伺い

ます。これは人員が余程減るものでし

ようか、この結果……

○説明員(森本潔君) 委員の増減は、

この審議会の中で増減のないもの、そ

れから若干減るものとがござります。

減るものはこの二つ以上の審議会を整

理しまして、一本の審議会にするもの

がござりますが、このものにつきまし

ては委員数が減少いたします。その減

少します主なるものを申上げますと、

社会保険審議会というものが新らしく

できます。一覽表の六頁でございま

す。六頁の最初の下の方に社会保険審

議会といふものがござります。これは

従来元の審議会、三つの審議会におき

まして五十四名の委員がございまし

た。これを新らしい審議会では二十七

名になります。従いまして二十七名の

員がございました。それからぞ

なりまして、差引三十二名の減という

ことになります。それからその次の社

会保険審議会であります。これは従

来は二十七名の委員がございました

が、新らしい審議会は十八名になります

して、差引九名の減といふことになります。それから前に帰りますして、五頁の

中程の医療審議会といふのがございま

す。これは従来六十名の委員がござい

ます。それは前回帰りますして、五頁の

中程の医療審議会といふのがございま

す。これは従来五十名に

なりまして、差引十名の減といふこと

になるわけでござります。その他の審

議会は一応増減なしといふことでござ

ります。

○委員長(河井彌八君) 殖えるのはな

い……

○説明員(森本潔君) 殖える方はござ

いません。

○委員長(河井彌八君) それで統合し

まして人数も減るのですね。それで仕

事に差支ありませんか。

○説明員(森本潔君) 人数は減ります

けれども、例えて申しますと、社会保

険審議会といふようなものでございま

すが、これは一つの裁判機関的なもの

でありまして、従来三つの機関に分れ

ておりますが、それために、それ／＼の審

議会に所要の人員を置いておりまし

す。それは月給とか手当とかいう問

議会の意見を聞くということです。この審議会の意見を聞かなければならぬ。」この「前條の規定による定」と申しますのは、「厚生大臣は、前條の規定による定を、公的医療機関の診療報酬を定めること、その場合にはこの審議会の意見を聞くということです。この審議会の意見を聞かなければならぬ。」

それから第六條、「歯科医師法の一部を次のように改正する。」この六條の内

容は先程申上げました医療法の内容と全然同じでござりますから省略いたし

ます。

それから第七條、「保健婦助産婦看護

婦法の一部を次のように改正する。」こ

れも先程御説明いたしました保健婦助

産婦看護審議会の一本にするという規

定でござりますから、以下内容を省略いたします。

次の第八條に移りまして、「医療法の一部を次のように改正する。」これは医

療審議会を新らしく設置するための規定でござります。三十二條が医療審議

会の規定でござります。それから「第

三十四條第一項中「医療機関整備審議

会」を「医療審議会」に改める。これも

名称の変更に伴う変更でござります。

「三十八條を次のように改める。」これ

は、「厚生大臣は、前條の規定による定

をなすに当つては、あらかじめ医療審

議会の意見を聞かなければならぬ。」

法と申しますのは、戦時の規定でござ

ります。現在武道の奨励をやると

か、そういうことは必要でございません

ので、廃止したいと思います。その

お

○説明員(森本潔君) これは国民体力力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

が、これは基礎になりますところの國民

体力法といふものが、現在施行停止

になつております。従いましてこれ

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申しますか、廃止した

いと思うのであります。

○委員長(河井彌八君) どういうわけ

ですか。

○説明員(森本潔君) これは国民体力

に關連するところの審議会といふもの

も、有名無実の関係にござりますの

で、一応停止と申

○説明員(森本潔君) それで法律の根拠なしに従来設置しておつたものがござりますが、そういうもので必要なものはこの際法律にかける。法律に根拠を持たすようにいたしまして、法律に根拠を持たして存置する必要のない程度のものは止める。こういう考え方をござります。

○藤井新一君 そうすると、ここところに書いてあるのには、法律によるものと、そうでないものとの区別がない、ということが書いてあるが、これはどういうことですか。その意味はどういいます。

○説明員(森本潔君) 法律に書いてあるものはこれを整理しようということあります。それから法律に書いてないものは、審議会の方針に則つて整理をしよう、真に必要なものであればこの際法律に書くように、こういうような意味だと考えております。

○藤井新一君 そうすると、法律によつていいものは、予算というものは伴つていないのですか。伴つているんですけど何かを……

○説明員(森本潔君) 法律に根拠を持たないものでも、これはその審議会が本当に必要であれば経費を見るということもございます。法律に根拠がないといふので、予算を見ないということはございません。

○藤井新一君 苛くも国家の行政機構において、法律にないものを勝手に置いて、それに手当を與えたり、いろいろ費用を充てるということは、少し変でないですか。そういうところの明文をはつきりしないと、若しかそいうものの今後縮小する意味においているかも知れませんが、将来これを

は相当に嵩んで来るのですが、この際行政整理をするという、審議会の整理をするならばこういうものは徹底的に廃止する方途に行かなければいかんと思うのです。そういう方針に行つて曹いたいのですが、そう私は希望いたります。

○説明員(森本潔君) それで事実上置きますところの審議会、法律の規定の根拠なしに置きます実事上の審議会と申しますのは、多くの場合臨時的な項目につきまして、継続的でなしに、臨時に或る重要な事項ができまして、それについて関係方面、関係者の意見を聞きたい、そういう場合に考えられるものです。

○藤井新一君 そうすると、ここに書いてあるように、そういう意見の聽取をするようなものは、原則として廃止するところ書いてあるが、あなたが言うように行けば、原則としてあるといふことになつちやうんですが……。しかしですね、そういうものは徹底的にこの際廃止するようにつつ進んで行きたいと思いますが、臨時的に人の意見を聞いたりするのに、やっぱり金が必要かかる。例えば九州や北海道から人を呼べば、汽車賃も弁当料も宿泊料もわなければならぬ、こういう費用と、いうものは相当のものです。それを叫ぶとしておくということは、どうも審議会整理の意味をなさぬと思う。我々は絶対に反対します。その点如何ですか

○説明員(森本潔君) 絶対必要なものは法律で書いて置くといふのであります。が、臨時にどうしても意見を聞くため、或いはここに書いてありますよ

補償する際に専門的知識を持つた人をを集めるとか、そういうものでありますて。どうしても必要であるという場合には、個々の場合を判断いたしまして、設置して置くことが必要じやなからうかと思つております。又それについて真に必要であるかなかといふ点につきましては予算が伴つて行く場合があります。そういう予算を出す程の必要があるかどうかという点から見ても、法律でなしに、予算の面から見て、置くかどうかということの御審議が願えるのでないかと思うのであります。

○藤井新一君 従来そのための予算は幾らぐらい組んでありますか。

○説明員(森本潔君) ちよつと手許に正確な数字を持つておりませんが、事実上組んであります。審議会につきましては、そういう審議会は、今予算は殆んどないよう考へております。厚生省関係ではこの設置法に基いて作られました審議会についてのみ予算が認められている。こういう状況であります。

○藤井新一君 そうすると必要な人を遠方から呼んだ場合でも手当、旅費というものは支給しないのですか。

○説明員(森本潔君) 臨時的にそういう審議会を設けまして呼ばなければならんということが、予め前年度におきまして予定されておりますと、そういう場合には予算を組みまして手当は出せますが、又そういう委員会を作ることが臨時のものであつても必要でないといふ場合には出しませんし、從つてそれに伴なうところの予算も認められないといふことになると思ひます。

て臨時手当は出しておりますか。
○説明員（森本潔君）内閣所管の関係のお話がございましたが、この点につきましては私の方はよく存じております。
○藤井新一君 とにかくまあ答弁をなさつて呉れて光榮と存じますが、法律によつて、いいものを置いて、そういうものに臨時に金を出すということは国家の金を苟くもそういうものに出すということは、今後慎んで頂きたいと同時に、それが我々の政治を見ておる理由なんですよ、だからここに書いてあるような法律によらないものは置かないよう、この際一つにして頂きたいことを要望して止みません。別に一つお伺いします。看護婦のことですが、乙種看護婦と甲種看護婦とございまが、これは試験問題も違うんだろうが資格も無論違つて来るであらうが、この受かつたことによつて何ですか、その人の月給とか、そういうものに關係はないのですか。例えば傭われて行く場合に乙種を受かつた場合と、甲種を受かつた場合と、その人間が傭われる場合には俸給は違うと思うんですねが、それは区別はありませんか。
○説明員（森本潔君）この甲種看護婦と乙種看護婦の違いであります、それはやる業務の内容が甲種看護婦は高度のものである、乙種看護婦の業務の内容は甲種看護婦のやや低度のものである。こういう差異がござりますので、傭う方の雇主としましては、その間に俸給の高低をつけるのは当然だと思います。法律的にそういう規定はございませんけれども、業務の内容に

○藤井新一君 そうすると、この試験格に受ける資格はやはり同じですか。例えれば甲種の方は高等学校を出している者とか、そういう附帯事項はつけてあるのですか。

○説明員(森本潔君) この受験資格には甲種と乙種と二つございますが、甲種の方が資格がむずかしいという状況でございます。

○藤井新一君 資格がむずかしいだけでは困るんですよ。もつとはつきりして頂ければ、我々は知識がないですから、もっと分るようになって頂きたい。

○説明員(森本潔君) 甲種看護婦の試験を受けられます資格と、それから乙種看護婦の試験を受けられます資格と比較いたしますと、先ず第一、学校でございますが、甲種看護婦の試験を受けます場合は、文部大臣の指定した学校の三年以上の修業者でなければならんとなつておりますが、乙種の方は二年間の学課を修めたらしいといふ條件、こういう二つの差異がついております。それからもう一つは養成所を卒業した場合であります。甲種の試験を受けようという場合は、甲種看護婦の養成所を卒業していなければならぬといい。乙種の場合は乙種看護婦の養成所を卒業していなければならんといふに、養成所を卒業する場合においては養成所の種類が違います。

それから学校を卒業する場合におきましては、甲種の方では三年以上の学課を修めなければならん。乙種の方は二年でよろしい。こういうような資格

の差異がござります。

○委員長(河井彌八君) 私から一つ伺いますが、この整理によつて経費がどのくらい減りますか。

○説明員(森本潔君) 約百二十三万円

程の予算減になります。

○委員長(河井彌八君) 年額ですか。

○説明員(森本潔君) 年額でござります。

○藤井新一君 この前のこの会において、小澤大臣が、大体一つの委員会をやめると十万円くらい減つて行くであろうということを申されました。それが

私が質問したのに対しして。そうすると五十万円くらいは減るわけですか。

この前のこの委員会においてそ

ういう言明か何か、話があつたんですが、そ

うするといふことを申されました。それが

私が質問したのに対しして。そうすると五百五十万円となると、僅かの数しかな

りませんがね。

○説明員(森本潔君) この経費の節減

おいて何ぼの絏費が必要であつたと、それを今度は廃止すれば幾ら減るか

と、そういうトータルを現実に押さえました結果が、約百二十三万でござります。そういう数字になるわけでございます。百二十三万円でござります。

○藤井新一君 そうすると審議会は

おりませんが、現実に個々の審議会に見込んでござりますが、私が申上げましたのは、一委員会が減らされれば十

万円程度減るという話は、私は存じて

おりませんが、現実に個々の審議会に

おいて何ぼの絏費が必要であつたと、それを今度は廃止すれば幾ら減るか

と、そういうトータルを現実に押さえました結果が、約百二十三万でござります。そういう数字になるわけでございます。百二十三万円でござります。

○説明員(森本潔君) ここに参考資料としてお配りしてござります中の中の四頁

あるのでござりますが、合計から申しますと、六頁の一番最後にあります

が、從来四十の審議会がありまして、それを二十一に整理いたしました結果二十の審議会がなくなつた、こうい

ることでござります。

○委員長(河井彌八君) 今の経費の節減ですね、これは予算上落してありますか。二十五年度の予算……

○説明員(森本潔君) これは落ちています。

○委員長(河井彌八君) 一つ伺います

が、この改正法律の施行期日は四月一日、これに関連してその他の法律も何

か改正になるのですか。ここに掲げてあるものだけですか。

○説明員(森本潔君) 設置法関係につ

きましては、これを四月一日施行とい

たしました外に関係法律はございません。

○委員長(河井彌八君) 如何でしよう

か。今日初めてなんですが、審議会の整理に伴う厚生省設置法等の一部改正

案は、今日はこの程度に止めまして、

他の案に移りたいと思ひます。が如何でしようか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

外務省設置法の一部を改正する法律案中

第十四條を改正する規定を次のよう

に修正する。

（在外公館等借入金整理準備審査会）

第十四條 在外公館等借入金整理準備審査会に関しては、在外公館等

借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号）の定め

とところによる。

これが修正案であります。今回政

府によって提案せられております外務

省設置法の一部を改正する法律案、こ

れは在外公館等借入金整理準備審査会

を設置法中に新たに規定いたしたわけ

であります。この審査会がどういう運営

が行われるのか全然規定がないのであ

ります。設置法で一つの機関を設け

て、それに対して組織なり所掌事務に

ついて何らの説明がないということ

は、全然例のない規定の仕方でないか

と思うのであります。そこで第十四条

を改めまして、審査会が別に定めると

ころの審査会法によるものであること

を明らかにしたのがこの修正案であり

まして、こうすることによつて法律の

形式を変えまして、一応形式的な問題

ではありますけれども、法律相互間の

関係を明らかにすることになつてい

たわけあります。どうぞ皆さんの御

賛成を頂きたいと思う次第であります。

三頁の一行の「第五條を削る。」これは

「第五條を次のように改める。第五條

ました。もうこれで採決してよろしいでしようか。

〔三好君に賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それでは三好君の修正動議に賛成の方の拳手を願います。

〔総員拳手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

〔総員拳手〕

○委員長(河井彌八君) この際お詰りいたしましたが、理事の補欠を互選しなければならんのであります。本院規則第三十條による次第であります。それは去る二月十三日に前理事會議臣君と佐々木鹿藏君が内閣委員を御辞任になりましたので。二人理事が欠員になつております。そこで自由党から一名、民主党から一名の理事を互選することになりますが、これを外務省設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の拳手を願います。

〔総員拳手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

〔総員拳手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

〔総員拳手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

〔総員拳手〕

○委員長(河井彌八君) 三好さんの動議に御異存ありませんか。

○三好始君 只今議題になりました理

事の互選の件につきましては、成規の手続を省略して委員長にその指名を一

名、民主党政権から一名の理事を互選する

ことになりますのであります。これをお詰りいたします。

○三好始君 只今議題になりました理

事の互選の件につきましては、成規の手續を省略して委員長にその指名を一

名、民主党政権から一名の理事を互選する

ことになりますのであります。これをお詰りいたします。

○三好始君 只今議題になりました理

事の互選の件につきましては、成規の手續を省略して委員長にその指名を一

名、民主党政権から一名の理事を互選する

ことになりますのであります。これをお詰りいたします。

○三好始君 只今議題になりました理

事の互選の件につきましては、成規の手續を省略して委員長にその指名を一

名、民主党政権から一名の理事を互選する

ことになりますのであります。これをお詰りいたします。

門屋 盛一 竹下 豊次
梅津 錦一 三好 始
下條 康麿

○委員長(河井彌八君) この際お詰りいたしましたが、理事の補欠を互選しなければならんのであります。本院規則第三十條による次第であります。それは去る二月十三日に前理事會議臣君と佐々木鹿藏君が内閣委員を御辞任になりましたので。二人理事が欠員になつております。そこで自由党政権から一名の理事を互選することになりますが、これを外務省設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の拳手を願います。

〔総員拳手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

〔総員拳手〕

○委員長(河井彌八君) 三好さんの動議に御異存ありませんか。

いまして、代りまして私から法律案の提案理由を御説明申上げます。

只今議題となりました新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申上げます。

現在行なわれております新聞出版用紙の割当制度は、昭和二十年十月二十六日附連合軍最高司令官より日本政府宛電書に基いて国内的措置がとられ、今日まで実施せられているところでございます。これを法制上から申しますと、臨時物資需給調整法に基く指定生産資材割当規則によつてその基本が定められ、新聞出版用紙の割当に関する法律は、具体的な割当の基準、方法等につき、これを規定している建前となつてゐるのであります。元來この制度は、この法律の第一條に規定せられてゐる通り、用紙の供給が不足する國家経済の現状にかんがみ、臨時に行われるものであり、用紙の需給状況が改善されれば、当然廃止しなければならない性質のもので、殊に言論自由の精神からしても、この種の統制は事情の許す限り、速やかに撤廃されることの望ましいことは、申すまでもないことと存じます。最近用紙の生産事情は、国内経済の回復に伴つて逐次好転し、需給関係は著しく改善されて参りました。又新聞出版活動の面から申しましても、用紙事情の好転に伴つて、自由競争は日を追うて旺盛になり、新聞及び出版物の良否は、結局読者大衆がこれを判断し自由なる選択をなすべき時期に到りつあるものと考えられます。

従つて、政府といいたしましては、かかる状況を判断し、且つ、紙が文化的な特殊性をも十分考慮いたしまして、目下のところでは、確定的な

廃止の期日は申上げられませんが、關係方面的承認を得た上ででき得る限り、速かに、且つ適当なる時期に統制を撤廃し、新聞出版活動を本来の自由な姿に復帰せしめたいと考えております。

政府におきましては、以上申述べました趣旨に基き、今後法律上の措置並びに解釈運用をいたして行きたいと考えまして、今般割当制度の基本法である臨時物資需給調整法の存続期限が、昭和二十六年三月三十一日までを改正されることに照合せ、この際新聞出版用紙の割当に関する法律の附則第三項及び第四項を改正し、その存続期限を一応形式的にこれと一致せしめて

以上の本法律案提案の理由であります。何ぞ事情御了承の上、速やかに御審議御賛成あらんことを希望いたします。

○委員長(河井彌八君) この際本案につきまして御質疑がありますれば願います。

○政府委員(鈴木政勝君) お答え申上

ます。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○梅津錦一君 今の御説明で、電力事情の問題から用紙の問題は、多少生産に対する増減があることは分つたのですが、現在非常に用紙は上つてゐるわけですね、すべてのものがデフレの傾向をとつてゐるのに用紙のみが上昇しておる、値段が上つてゐる。非常に奇現象だと思う。電力事情も勿論影響すると思うのですが、資材の関係もあるのじやないか。これに対して政府の方として何故にこの用紙が上つて來つたあるか。どんぐり上つて行く、その原因を探して見たことがござりますか。それに対してあらゆる角度から上つた理由の御説明が願えればお聞きしたい。

○政府委員(鈴木政勝君) 只今用紙の価格の問題に関する御質問がございましたが、実はこの価格の問題は物価統制の基本といふものは臨時物資需給

調整法に基く命令で定められておる。この用紙割当に関する法律は、その割当の基準とか方法を定めたものであります者としては、責任あるお答えがいたしかねるわけでございますが、只今御質問に対しまして、私共知つておる限りのことをお参考までに申上げておきます。

○梅津錦一君 ついてば、大体政府におかれはいつ頃よすという見通しがある筈なんですが、ちよつと秘密なら速記を止めてでもよいから、日を御発表できますなら……

○委員長(河井彌八君) 速記を止めます。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○梅津錦一君 今の御説明で、電力事情の問題から用紙の問題は、多少生産に対する増減があることは分つたのですが、現在非常に用紙は上つてゐるわけですね、すべてのものがデフレの傾向をとつてゐるのに用紙のみが上昇しておる、値段が上つてゐる。非

常に奇現象だと思う。電力事情も勿論影響すると思うのですが、資材の関係もあるのじやないか。これに対して政

府の方として何故にこの用紙が上つて來つたあるか。どんぐり上つて行く、その原因を探して見たことがござりますか。それに対してあらゆる角度から上つた理由の御説明が願えればお聞きしたい。

○政府委員(鈴木政勝君) 紙の値段の点から、出版並びに新聞界がどういうふうな状況になるかと、いう点でござい

ます。それが、大体先程御説明申上げましたように、出版の方は紙の量の点からバランスといふものがとれておる。従つて統制を撤廃してもそろ著しい値上がりというものは考えられない。特にこの際御説明申上げておいた方がよいと思

います。昨年の五、六月頃までは、いわゆる統制外の仙花紙、つまり出版に使われておりました仙花紙といふも

いうふうに考えております。ただ問題は考えようによつては非常に龐大なる需要といふものを持つておる新聞界が、今後どういうふうな状況になつて行くかといふ点が、この問題を考へる大きなポイントじやないかといふうに考へるわけであります。先程御指摘になつたように、昨年の十二月から大新聞が夕刊を出し始めた、その紙は統制外の紙を非常な或る程度無理をしてこれを獲得しておるといふような状況、そういうような或る種の変態と言えば変態的な状況から、この夕刊が使つておる紙といふものは非常に高い値段で販売されておる。従つて現在の今までのようない生産、その他の状況から言えれば、相当撤廃すれば値段も上るというような状況は当然考へられることでござりますが、ただ今後の生産の見通し等からしまして、或る程度需要量といふものを販える生産が確保できるといふような状況がありますれば、そつ著しい値上がりといふものがないのじやないか。それからもう一つこれは私共まだ責任を持つて御説明できることではないのですが、これは主として生産関係の当局から御説明下さることが一番いいと思ひますが、紙の輸入といふ問題が今後どういふうになつて行くかといふような、いろいろな状況を考えますと、大体紙を輸入した場合の値段といふものは、今為替レートの関係から一体幾らになるかといふような点とも睨み合せまして、そう著しい値上りといふものは考えられないのじやないかといふような見通しを持つておりますし、又著しい紙の値上がりによつて我々の生活といふものに直接の関係のある新聞の購読料が上ると

○三好始君 新聞出版用紙を臨時物資需給調整法に基く指定生産資材から外すかどうかということは、政府部内で一応問題になつて、結局当分統制を続けて行くことになつたようになります。それから出版界から申しますと、大体当初は昨年の十月頃までは、統制問題に関する出版界の意見というものが、非常に大きな新聞、大きいと申しますが、大体地方紙は、統制撤廃しても大丈夫だという新聞は、反対というふうな意見を持つております。それから出版界から申しますと、大体当初は昨年の十月頃までは、統制撤廃しても大丈夫だという新聞は、非常に大きな新聞、大きいと申しますが、大体地方紙は、統制撤廃について賛成、反対の意見が今どこのところ分れているのではないかと思うのです。同じように新聞出版業者にいたましても、大きい新聞出版業者と地方の小さい業者とはやはり意見が違うのではないかというふうにも考えられるのですが、その辺の現在の状況はどうなつておりますか。一応御説明願いたいと思います。

は、可なりはつきりと現われておつた
ように見受けられました。大体大きな
雑誌社、出版社というものは統制撤廃
という線が可なり強かつた。小さいもの
のは統制撤廃反対、時期尚早といつた
意見が強かつたのであります。最近は
いろ／＼出版界の不況その他によりま
して、むしろ紙よりは金の方が問題だ
というふうな空気になつて来ておるや
に見える。つまり金さえあれば紙は買
える、多少高くとも紙代というふうな
ものはそう大した影響はない。こうい
つた気運が多少出ておるのじやないか
と思われますが、大体において大きな
出版社、雑誌社は今以て統制撤廃賛成、
小さなものは反対、さような状況であ
ります。紙を生産する立場のものはこ
れはいろ／＼立場によつて違いまし
て、大体大きな生産業者、旧王子系の生
産者とか、そういうものは大体いわゆ
る正規の、統制されておる紙を生産し
ておる。従つて非常に統制外のものよ
りも安い値段で紙を生産しなければな
らないといふ立場にありますので、で
きるだけ早く統制が撤廃された方が分
達の立場として望ましい。又一方統
制外の紙を生産しておるものは統制が
あるから、つまりそういう統制外の紙
に対する需要が、或る程度高い、統制
された紙より高い値段で売れるといふ
立場から、統制があつた方がいいとい
う立場のものもある。又読む方の立場
から申しますと、これはいろ／＼見方
によつて違います。とにかく今まで
では調査制度というような制度によつ
て、或る程度読者の意思というものが
はつきり擱めないために、余り読まない
新聞に紙が行つておつたり、或いは
読者は沢山あるのだけれども紙が貰え

ないために読者にその新聞が行かないといったような面がいろいろあつたわけで、その点我々当局としても努力をいたして参ったわけですが、そいつた面から申しますと、自由な新聞が自由な価格で読める、こういったような読者の立場から言えば大体いいのじやないかという面が一つ考えられる。併しながら必ずそうなるかどうか、例えば地方新聞というふうな面を考えますと、これは地方の読者としては相当その新聞を読みたいというものが仮にありますと、新聞の非常に不合理な競争が仮に起きたとしますれば、そのためには読者がありながら新聞が潰されるというような状況も考えられるのじやないか。従つてこれは今後の統制撤廃をした暁に、自由競争になつた場合に、どういうふうな事態が起きるかによつて読者として利益がある場合もあるし、被害を受ける場合も考えられるのじやないか、こんなふうに観測しているわけであります。

○委員長(河井彌八君) これはこの程度にして置きましよう。

○委員長(河井彌八君) 次に総理府設置法の一部を改正する法律案、これを議題にいたします。官房副長官菅野君に御説明を願います。

○政府委員(菅野義丸君) 総理府設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

政府は、昨年十一月の閣議におきまして、公務員の責任体制を明確にすると共に事務の簡素化と経費の節減する理由を申上げます。

審議会、協議会等をできるだけ縮減する方針を決定いたしました。この方針に基いて総理府の附属機関のうち、以上三つの機関が廃止されることになったのであります。

交通事業調整審議会は、昭和十三年八月陸上交通事業調整法により陸上交通事業の調整のため必要な事項を調査審議するため設置されたものであります。戦時中はその機能を発揮したのであります。戦後においては殆んどどの活動を停止しておつたのであります。

地方制度調査会は、新憲法の制定に即応いたしまして、地方自治制度の根本的改革を図る必要から、その立案のため昭和二十一年十一月設置されたのであります。翌昭和二十二年二月その答申を完了することによつて、本会の使命は大体終了したのであります。

地方税審議会は、地方税法に基いて地方税の審査を行うため昭和二十三年七月設置されたのであります。シナウプ勧告に従つて地方税制が根本的に改められるのに伴つて新たな構想によつて、新たな機関がその機能を受け継ぐことになつたのであります。

以上のような事情にありますので、これらの機関が廃止されても行政上支障を生ずることはないと考えます。

次に中央青少年問題協議会の規定を新たに設ける理由を御説明いたします。

この協議会は、第五回国会における衆議院の「青少年犯罪防止に関する建議」並びに参議院の「青少年の不良化防止に関する決議」に基いて、青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的

協議会は只今関係機関の官吏十一名。民間有識者五名の委員を以て構成され、おりまでの従いまして協議会は、先ず各省各庁の青少年問題に関する施策をいろいろ検討いたしまして、総合的な対策を樹立して政府に答申しました。政府はその実現に努力しておられます。が、対策の実施に当つても重要な問題はこの協議会に諮つて、相互の連絡調整を図り、その実施の適切を期しております次第であります。

この協議会の答申に基いて実施しました注目すべきことは、地方青少年問題協議会の設置と青少年保護育成運動の実施であります。青少年問題の解決に先づ関係機関の十分な協力が必要であると共に広く一般国民の注意を喚起させて、その協力を求めることが必要であります。このため全国の都道府県、市町村に民間有識者を加えた官民一体の地方青少年問題協議会を設置するよう勧めましたところ、時宜に適した措置として受け入れられまして、すでに全国各地に多数設置されておる実情でございます。

先に昨年十一月中央及び地方の青少年問題協議会が主となりまして全国的な青少年保護育成運動を展開して、多大の効果を収めたのであります。

以上が中央青少年問題協議会の組織及活動状況の大要であります。青少年不良化犯罪化の傾向は尙極めて憂うべき状態にありますので、中央青少年べき状態にありますので、中央青少年問題協議会の機能を發揮させるため、明確な法律上の基礎を與えることを必要と認め、ここにこの法律案を提案し

種類	会議名	主な内容
厚生統計協議会	厚生大臣の諸調査審議する	○委員長(河井彌八君) 御異議ない 認めます。それでは本日は内閣委員會はこれを以て散会いたします。
国立公園審議会	厚生大臣の諸調査審議する	○三好始君 本日はこの程度で、一 質疑は次回の委員会にしたら如何で ようか。
中央優生保護審 査会	厚生大臣の諸調査審議する	○委員長(河井彌八君) 御異議あり せんか。
栄養士試験審 査会	厚生大臣の諸調査審議する	「異議なし」と呼ぶ者あり
中央食品衛生調 査会	厚生大臣の諸調査審議する	○委員長(河井彌八君) 御異議ない 認めます。それでは本日は内閣委員會はこれを以て散会いたします。
医道審議会	厚生大臣の諸調査審議する	午後三時二十四分散会
医師試験審議会	厚生大臣の諸調査審議する	
歯科医師試験審 議会	厚生大臣の諸調査審議する	
医師・歯科医師 実地修練審議会	厚生大臣の諸調査審議する	
保健婦助産婦看 護婦審議会	厚生大臣の諸調査審議する	

出席者は左の通り。	河井 順八君
委員長	梅津 錦一君
委員	門屋 盛一君
國務大臣	藤井 新一君
厚生大臣	小杉 繁次君
政 府 委 貢	下條 康麿君
内閣官房副長官	竹下 三好君
菅野 義丸君	豊次君
林 讓治君	始君
的	

社会保険審議会	中央社会事業審議会	日本医療団清算監理協議会	死体解剖資格審査会	医療審議会	婦助産婦看護婦による学校又は養育すること。
中央身体障害者福祉審議会	中央社会事業審議会	監理協議会	死体解剖資格審査会	医療審議会	厚生大臣の諸問題に關する重要な事項。
福祉児童審議会	中央社会事業審議会	薬事審議会	日本医療団清算監理協議会	死体解剖資格審査会	厚生大臣の諸問題に關する重要な事項。
政府の管掌する事業	厚生大臣の諸問題を審議すること。	厚生大臣の諸問題を調査審議すること。	厚生大臣の諸問題を規定すること。	厚生大臣の諸問題を規定すること。	厚生大臣の諸問題を規定すること。

等の一部を改正する法律案
一、法務府設置法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は二月二十
七日)

審議会等の整理に伴う厚生省設
置法等の一部を改正する法律案
審議会等の整理に伴う厚生省設置
法等の一部を改正する法律

第一條 厚生省設置法(昭和二十四
年法律第二百五十一号)の一部を次
のように改正する。
　　第一項の表を次のよ
うに改める。

中央社会保険医療協議会

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険及び船員保険の指導監督に付する者に対する適切な保険診療の指導監督の給付を担当する者に対する適切な保険診療の指導監督に付する事項を審議するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに国民健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに国民健康保険及び船員保険の標準額を審議すること。

健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。

第二條 国立公園法（昭和六年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「前三項ニ定ムルモノヲ除クノ外」を削り、同條第二項及び第三項を削る。

第三條 溫泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十條に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、前項の承認を與えようとするときは、あらかじめ関係都府県の利害関係者の意見を聞くべき施設」を「温泉利用施設」に改める。

第十九條 都道府県知事の諸間に応じ、温泉及びこれに関する行政に關し調査審議させるため、都道府県に温泉審議会を置く。

2 温泉審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、都道府県の条例で定める。

第二十條第一項を削り、同條第二項中「都道府県温泉審議会」を「温泉審議会」に改め、同項を第一項とす。

第四條 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

第四條 削除 第五條 医師法の一部を次のように改正する。

「第五章 審議会及び委員」を「第五章 審議会」に改める。

第二十六條から第二十九條までを次のように改める。

第二十六條 厚生大臣の諸間に応じて、医師国家試験に関する重要な事項を調査審議させ、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する医師試験審議会を置く。

第二十七條 厚生大臣の諸間に応じて、第十一條又は歯科医師法第十一條の規定による実地修練に関する重要な事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医師試験及び乙種看護婦試験に関する重要な事項を調査審議させ、並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験、国家試験、甲種看護婦国家試験及び乙種看護婦試験に関する重要な事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する医療審議会を置く。

第二十八條及び第二十九條 削除 第三十條中「医師国家試験委員、醫師國家試験予備試験委員」を「医師試験審議会の委員」に改める。

第六條 「第五章 審議会及び委員」を「第五章 審議会」に改める。

第五章 審議会 第六條 医師法の一部を次のように改める。

第二十四条 厚生大臣の諸間に応じて、歯科医師国家試験に関する重

要事項を調査審議させ、並びに歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務を掌らるために、厚生大臣の監督に属する歯科医師試験審議会（以下審議会といふ）を置く。

第二十五條から第二十七條までを削除 第二十八條中「歯科医師国家試験委員、歯科医師国家試験予備試験委員」を「審議会の委員」に改める。

第七條 保健婦助産婦看護婦法の一部を次のように改正する。

第二十三條及び第二十四條を次のよう

に改正する。

第二十三條 厚生大臣の諸間に応じて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、甲種看護婦国家試験及び乙種看護婦試験に関する重要な事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する医療審議会を置く。

第二十二條 厚生大臣の諸間に応じて、医療機関の整備及び診療報酬に関する重要な事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医療審議会を置く。

第二十二条 厚生大臣の諸間に応じて、医療機関の整備及び診療報酬に関する重要な事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医療審議会を置く。

第二十一条 厚生大臣の諸間に応じて、各都道府県知事に、都道府県に事の監督に属する医療機関整備審議会を置く。

2 審議会は前項に規定する事項の外、文部大臣又は厚生大臣の諸間に応じて、第十九條から前

條までの各第一号又は第二号の規定による学校又は養成所の指定に関する重要な事項を調査審議するものとする。

第三十四条第一項中「医療機関整備審議会」を「医療審議会」に改める。

第三十八条を次のように改める。
第一二二九九号 昭和二十五年三月四日受付

第三十九條 厚生大臣は、前條の規定による定をなすに当つては、あらかじめ医療審議会の意見を聞くなければならない。

附 則

恩給法臨時特例改正に関する請願 請願者 茨城県水戸市南堀塚二、八九八 床宿候外五千二百十六名

紹介議員 柴田政次君 德川宗敏君 結城安次君

第二十五条中「乙種看護婦試験委員」の下に「（以下試験委員といふ。）」を加え、同條に次の二項を加える。

2 試験委員の組織、委員の任期その他試験委員に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第二十六条第一項及び第二十七條中「試験委員」を「審議会の委員」に改める。

一、恩給法臨時特例改正に関する請願（第一二二九九号）

第一二二四六号 昭和二十五年三月一日受付

運輸省設置法中一部改正に関する請願（第一二二九九号）

第三十二条を次のように改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十一条を次のように改める。

2 審議会は前項に規定する事項の外、文部大臣又は厚生大臣の諸間に応じて、第十九條から前

條までの各第一号又は第二号の規定による学校又は養成所の指定に関する重要な事項を調査審議するものとする。

第三十四条第一項中「医療機関整備審議会」を「医療審議会」に改める。

第三十八条を次のように改める。
第一二二九九号 昭和二十五年三月四日受付

第三十九條 厚生大臣は、前條の規定による定をなすに当つては、あらかじめ医療審議会の意見を聞くなければならない。

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、運輸省設置法中一部改正に関する請願（第一二二九九号）

一、恩給法臨時特例改正に関する請願（第一二二九九号）

第一二二四六号 昭和二十五年三月一日受付

運輸省設置法中一部改正に関する請願（第一二二九九号）

第三十二条を次のように改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十二条を次のように改める。

2 審議会は前項に規定する事項の外、文部大臣又は厚生大臣の諸間に応じて、第十九條から前

條までの各第一号又は第二号の規定による学校又は養成所の指定に関する重要な事項を調査審議するものとする。

第三十四条第一項中「医療機関整備審議会」を「医療審議会」に改める。

第三十八条を次のように改める。
第一二二九九号 昭和二十五年三月四日受付

第三十九條 厚生大臣は、前條の規定による定をなすに当つては、あらかじめ医療審議会の意見を聞くなければならない。

さきに恩給法臨時特例が改正され、恩給の増額が実施されたが、経済情勢の悪化に伴い、受給者の生活は益々困窮を加えているから、(一)国家公務員法に伴う新恩給の制定に際しては、現在の受給者に不安を抱かせることなく、生活が維持できるよう措置すること、(二)賃金ベース改正ごとに受給者の仮定俸給を改正すること、(三)改正恩給法臨時特例中の恩給額の不均衡を是正すること等の処置を探られたいとの請願。